

平成三十一年二月二十二日提出  
質問第五七号

北方領土に対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者 初鹿明博

## 北方領土に対する政府の見解に関する再質問主意書

政府は、「北方領土に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質一九八第三八号。以下「本件答弁書」という。）において、北方領土の現在の状況はロシアにより「不法占拠」された状態であると認識しているのかとの問いに対して、「北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫している」と回答しているのみで、法的評価の内容については言及していません。

一 そこで改めて、伺いますが、本件答弁書にある「政府の法的評価」について、具体的な内容を明らかにしてください。

二 また、現状について、北方四島は終戦後ソ連（当時）が合法的にソ連領にしたものではなく、内閣府のホームページに記載されているとおり、「ロシアは法的根拠なく占領し続けている」ことを意味する「不法占拠」との認識は一貫して変わっていないという認識で良いのか、「不法占拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが」という前置きせずに、「不法占拠」という用語を用いて回答してください。

右質問する。